

(別紙2)

○ 課徴金額の計算方法について

金融商品取引法第175条第2項に基づき、課徴金額は、
(公開買付けの実施に関する事実が公表された翌日の終値等) × (買付株数)
－ (買付価格) × (買付株数)

となる。

したがって、課徴金額は下記①から③までの合計額の76万円となる。

- ① 日本精工株式会社による株式会社天辻鋼球製作所の株券の公開買付けの実施に関する事実の公表翌日が市場休業日であるため、以後の直近の株式会社天辻鋼球製作所の株価である平成17年12月19日の始値は、2,050円であることから、課徴金額は下記の金額となる。

$$\begin{aligned} & (2,050円 \times 1,000株) \\ & \quad - \text{買付価額} 1,599,000円 (1,599円 \times 1,000株) \\ & = 451,000円 \end{aligned}$$

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、45万円

- ② イオン株式会社による株式会社ダイヤモンドシティの株券の公開買付けの実施に関する事実の公表翌日の平成18年4月6日の株式会社ダイヤモンドシティの株価の終値は、5,410円であることから、課徴金額は下記の金額となる。

$$\begin{aligned} & (5,410円 \times 400株) \\ & \quad - \text{買付価額} 1,992,000円 (4,980円 \times 400株) \\ & = 172,000円 \end{aligned}$$

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、17万円

- ③ グリーンホスピタルサプライ株式会社による株式会社セントラルユニの株券の公開買付けの実施に関する事実の公表翌日の平成18年10月4日の株式会社セントラルユニの株価の終値は、850円であることから、課徴金額は下記の金額となる。

$$\begin{aligned} & (850円 \times 700株) \\ & \quad - \text{買付価額} 449,500円 (注) \\ & = 145,500円 \end{aligned}$$

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、14万円

(注) 買付価額は、 $\left\{ \begin{array}{l} 639 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} \\ 650 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \end{array} \right\}$ の合計額である。